

# 奈良市公報

第 2 7 9 号

平成24年 4月 1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 告 示

- 一般競争入札の実施…………… 1
- 奈良市都市経営戦略会議設置要綱を廃止する告示…… 2
- 平成24年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等…… 2
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 都市計画下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業  
計画の変更に伴う負担区の変更…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の  
指定…………… 3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 自転車等放置禁止区域の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）  
…………… 4
- 道路の区域変更…………… 5
- 道路の供用開始…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）  
…………… 5
- 都祁温泉フィットネスバードの臨時休場及び開場時間  
の変更…………… 6
- 放置自転車等の処分…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 町の区域の変更…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 参加差押解除通知書の公示送達…………… 7
- 住居番号の設定…………… 7
- 事業計画の変更認可に伴う図書の写しの公衆縦覧…… 7
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第  
64号）に規定する地域の類型を当てはめる地域…… 8
- 騒音規制法第4条第1項の規定による規制基準の設定  
の一部改正…………… 8
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基  
準別表第1号の規定により市長が指定する区域の指定  
の一部改正…………… 8
- 振動規制法第4条第1項の規定による規制基準の設定  
の一部改正…………… 8
- 振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により

- 市長が指定する区域の指定の一部改正…………… 8
- 住居番号の変更…………… 8
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 訓 令 甲**
- 奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 9
- 公 営 企 業**
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 9
- 教 育 委 員 会**
- 定例教育委員会の開催…………… 9
- 奈良市指定文化財の指定…………… 10
- 奈良市指定文化財の指定の一部改正（2件）…………… 10
- 選 挙 管 理 委 員 会**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 10
- 農 業 委 員 会**
- 農地部会の招集…………… 10
- 議 会**
- 奈良市議会情報公開審査会の委員の就任…………… 11

## 告 示

### 奈良市告示第100号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項  
大宮保育園プール改築工事（工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
（入札参加者に必要な資格）
  - (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年3月1日掲示済)

奈良市告示第101号

奈良市都市経営戦略会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市経営戦略会議設置要綱を廃止する告示

奈良市都市経営戦略会議設置要綱（平成18年奈良市告示第203号）は、廃止する。

附則

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
帝塚山幹線-39	奈良市帝塚山六丁目1708-3	奈良市帝塚山六丁目1655-128
西大寺北幹線-69	奈良市西大寺本町209-1	奈良市西大寺本町209-2
西大寺北幹線-70	奈良市西大寺本町209-1	奈良市西大寺本町208-1
西大寺北幹線-71	奈良市西大寺本町209-1	奈良市西大寺本町209-1
西大寺南幹線-250	奈良市西大寺野神町一丁目1560-1	奈良市西大寺野神町一丁目1559-1
西大寺南幹線-251	奈良市西大寺芝町二丁目2034-2	奈良市西大寺芝町二丁目2035
大森幹線-73	奈良市三条松町371-8	奈良市三条松町368-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成24年3月1日掲示済)

奈良市告示第104号

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月1日掲示済)

奈良市告示第102号

平成24年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成24年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 縦覧の期間 平成24年4月2日から同年5月1日まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 縦覧の時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- 3 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 東棟2階 資産税課  
(平成24年3月1日掲示済)

奈良市告示第103号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年3月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年3月1日

公共下水道管理者 奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成24年3月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市帝塚山六丁目、西大寺本町、西大寺野神町一丁目、西大寺芝町二丁目及び三条松町の各一部

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業計画の変更に伴い負担区を変更したので、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第3条第2項の規定により次のとおり公告し、当該負担区の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

奈良市公共下水道管理者  
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る負担区の名称  
第1負担区、第2負担区、第3負担区、第4負担区
- 2 変更に係る土地の区域  
奈良市青垣台一丁目、赤膚町、秋篠町、秋篠早月町、油阪町、尼辻町、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、石木町、今在家町、今辻子町、歌姫町、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、大宮町五丁目、大宮町六丁目、大宮町七丁目、大和田町、学園朝日元町二丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、柏木町、杏町、川上町、北魚屋西町、北川端町、北袋町、北御門町、恋の窪一丁目、恋の窪三丁目、五条町、五条畑二丁目、西九条町、西九条町一丁目、西九条町二丁目、西九条町三丁目、西九条町四丁目、西九条町五丁目、西大寺国見町一丁目、西大寺栄町、西大寺新町二丁目、西大寺東町二丁目、佐紀町、佐保台二丁目、三条大路一丁目、三条大路二丁目、三条大路三丁目、三条大路四丁目、三条大路五丁目、三条川西町、三条栄町、三条松町、四条大路五丁目、四条大路南町、七条町、七条二丁目、七条東町、芝辻町、芝辻町一丁目、芝辻町三丁目、芝辻町四丁目、菅原町、大安寺西一丁目、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、高天町、多門町、千代ヶ丘一丁目、東九条町、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、富雄北一丁目、富雄北三丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、鳥見町二丁目、鳥見町四丁目、中筋町、中町、中山町、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、西包永町、西千代ヶ丘一丁目、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、二条大路南五丁目、二条町一丁目、二条町二丁目、二条町三丁目、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名平野一丁目、二名平野二丁目、登大路町、八条町、八条三丁目、八条四丁目、八条五丁目、東向北町、東向中町、白毫寺町、藤ノ木台一丁目、藤原町、古市町、宝来町、宝来一丁目、宝来二丁目、宝来三丁目、宝来四丁目、宝来五丁目、法蓮町、法華寺町、山陵町、三碓町、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、南新町、三松一丁目、三松四丁目、山町、横井町、六条町、鹿野園町、虚空蔵町及び高樋町の各一部
- 3 変更に係る図書の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市建設部下水道室下水道建設課  
(平成24年3月1日揭示済)

奈良市告示第105号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年3月1日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課  
電話0742-34-1111代表  
(平成24年3月1日揭示済)

奈良市告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成24年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100139	奈良市西大寺赤田町一丁目2-15	小規模多機能ホームあかりの家	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1-2	社会福祉法人秋篠西会 理事長 山村 弘成	平成24年 3月1日

(平成24年3月1日掲示済)

**奈良市告示第107号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。  
平成24年3月5日  
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		地域密着型 小規模多機能型居宅介護	平成24年3月1日
名称	主たる事務所の所在地		
小規模多機能ホーム あかりの家	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目2-15		
社会福祉法人秋篠茜会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号		

(平成24年3月5日掲示済)

**奈良市告示第108号**  
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第7条第1項の規定により次の場所を自転車等放置禁止区域に指定したので、同条第2項の規定により告示します。  
平成24年3月5日  
奈良市長 仲川元庸  
JR奈良駅周辺（別図のとおり）

別図省略  
(平成24年3月5日掲示済)

**奈良市告示第109号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。  
平成24年3月6日  
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成24年3月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンターあすか	奈良県奈良市東九条町552-11		
株式会社あすか	奈良県奈良市東九条町552-11		

(平成24年3月6日掲示済)

**奈良市告示第110号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。  
平成24年3月6日  
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成24年3月1日
名称	主たる事務所の所在地		
居宅介護支援事業所 太陽	奈良県奈良市高天市町22番地の1		
株式会社エース	奈良県奈良市高天市町22番地の1		

訪問介護事業所 ハッピーライフ	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号協栄ビル201	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年3月1日 平成24年3月1日
株式会社ハッピーライフ	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号協栄ビル201		

(平成24年3月6日掲示済)

**奈良市告示第111号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。  
 平成24年3月6日  
 奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第556号線	二条町三丁目90番5地先から	前	7.3~16.8	211.6	
		二条町三丁目54番8地先まで	後	7.3~16.8	211.6	

(平成24年3月6日掲示済)

**奈良市告示第112号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成24年3月7日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。  
 平成24年3月6日  
 奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第556号線	二条町三丁目90番5地先から	二条町三丁目54番8地先まで	L = 211.6 W = 7.3~16.8

(平成24年3月6日掲示済)

**奈良市告示第113号**  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月6日  
 奈良市長 仲川元庸

3 移動対象区域  
 近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
 以下省略  
 (平成24年3月6日掲示済)

**奈良市告示第114号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年3月7日  
 奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
アースサポート奈良富雄	奈良県奈良市三碓一丁目6-21-1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年3月1日 平成24年3月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番7号		

(平成24年3月7日掲示済)

**奈良市告示第115号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年3月7日



奈良市長 仲川元庸									
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日						
名称	所在地								
開設者									
名称	主たる事務所の所在地								
ならまち薬局	奈良県奈良市川之上突抜北方町11-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年3月1日 平成24年3月1日						
有限会社 ヨシダ薬局	大阪府和泉市池田下町1402番地の3								
(平成24年3月7日揭示済)		平成23年12月1日、同月5日から同月6日まで、同月8日、同月12日から同月13日まで、同月16日から同月17日まで、同月20日及び同月22日 (平成24年3月8日揭示済)							
<p><b>奈良市告示第116号</b> 奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に休場し、及び開場時間を変更します。 平成24年3月8日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 臨時休場する施設</p> <p>(1) 施設名 都祁温泉フィットネスバード</p> <p>(2) 臨時休場する日 平成24年3月29日から同月30日まで</p> <p>2 開場時間を変更する施設</p> <p>(1) 施設名 都祁温泉フィットネスバード</p> <p>(2) 開場時間を変更する日 平成24年3月31日</p> <p>(3) 変更後の開場時間 午前10時から午後5時まで (ただし、入場は午後4時30分まで) (平成24年3月8日揭示済)</p>		<p><b>奈良市告示第118号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成24年3月8日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成24年3月8日</p> <p>3 移動対象区域 JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成24年3月8日揭示済)</p>							
<p><b>奈良市告示第117号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。 平成24年3月8日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 処分の根拠 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。</p> <p>2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>3 処分年月日 平成24年3月22日</p> <p>4 処分対象自転車等の移動年月日</p>		<p><b>奈良市告示第119号</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成24年3月10日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。 なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。 平成24年3月9日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>他の町を編入する町</th> <th>他の町に編入される町</th> <th>編入される区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢田原町</td> <td>茗荷町（一部）</td> <td>茗荷町674、681の1、682の1、683、684の1及び685</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図1及び別図2 省略 (平成24年3月9日揭示済)</p>		他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域	矢田原町	茗荷町（一部）	茗荷町674、681の1、682の1、683、684の1及び685
他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域							
矢田原町	茗荷町（一部）	茗荷町674、681の1、682の1、683、684の1及び685							
		<p><b>奈良市告示第120号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良</p>							

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年3月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年3月12日揭示済)

奈良市告示第121号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第88条第1項の規定に基づく参加差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年3月12日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

参加差押解除通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成24年3月12日揭示済)

奈良市告示第122号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年3月12日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年3月12日揭示済)

奈良市告示第123号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・108号大森高畑線の事業計画の変更認可に伴う図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成24年3月12日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成24年3月12日揭示済)

奈良市告示第124号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成24年3月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成24年3月12日

2 指定した道路の名称

主要地方道 奈良名張線

3 指定した道路の区域

起点側地名及び地番 奈良市東紀寺三丁目121番6

終点側地名及び地番 奈良市東紀寺三丁目96番4

4 指定した道路の幅員

16m

5 指定した道路の延長

67.21m

(平成24年3月12日揭示済)

奈良市告示第125号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年3月13日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年3月13日揭示済)

奈良市告示第126号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年3月14日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ホームホスピスひばりクリニック	奈良県奈良市三碓六丁目9-23	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成23年12月1日 平成23年12月1日
医療法人ひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9-23		

(平成24年3月14日揭示済)

(平成24年3月14日揭示済)

**奈良市告示第127号**

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(平成24年3月14日揭示済)

**奈良市告示第128号**

平成17年3月29日付奈良市告示第171号の一部を次のように改正し、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示します。

平成24年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

2の(2)中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成24年3月14日揭示済)

**奈良市告示第129号**

平成17年3月29日付奈良市告示第172号の一部を次のように改正します。

平成24年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

表中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

**奈良市告示第130号**

平成17年3月29日付奈良市告示第175号の一部を次のように改正し、振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示します。

平成24年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

2の(2)中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成24年3月14日揭示済)

**奈良市告示第131号**

平成17年3月29日付奈良市告示第176号の一部を次のように改正します。

平成24年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

表中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成24年3月14日揭示済)

**奈良市告示第132号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第1号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成24年3月15日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年3月15日揭示済)

奈良市告示第133号は、奈良市公報号外第12号に掲載

**奈良市告示第134号**

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成24年3月15日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年3月15日揭示済)

奈良市告示第135号は、奈良市公報



号外第12号に掲載

(平成24年 3月15日揭示済)

奈良市告示第136号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 3月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年 3月15日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
第11号様式（第27条関係）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令  
奈良市文書取扱規程（昭和23年奈良市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第27条第 3 項中「郵便等発送簿兼切手等受払簿」を「切手類受払簿」に改める。  
別記第11号様式を次のように改める。

切 手 類 受 払 簿

年	月	日	摘要（受入は小事業名を記載）	受入高	払出高	残 高	切手内訳（枚数）				取扱者	
							額 面					
							枚 数					
							残枚数					
							枚 数					
							残枚数					
							枚 数					
							残枚数					

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。  
(平成24年 3月 1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 5 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年 3月 7日

奈良市水道事業管理者  
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
三和設備	越田 浩史	大阪府羽曳野市駒ヶ谷696- 1	平成24年 3月 5日

(平成24年 3月 7日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 3 号

平成24年 3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成24年 3月 1日

奈良市教育委員会  
委員長 小 谷 勝 彦

- 日 時  
平成24年 3月 6日（火）  
午前 9 時30分から
- 場 所  
奈良市役所 北棟 3階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件  
教育長報告  
(1) 平成23年度 3月補正予算要求内示額について  
(2) 平成24年度予算要求内示額について  
(3) 東日本大震災に伴う奈良市立高等学校における入学

考査料等の還付に関する取扱要項について  
 (4) 奈良市立中学校給食実施計画策定会議の報告書について  
 議 事  
 議案第82号 奈良市指定文化財の指定について  
 議案第83号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について  
 議案第84号 奈良市指定文化財の指定の一部改正について  
 その他  
 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月  
 傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分ま

です。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。  
 (平成24年3月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条の規定により、平成24年3月6日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。  
 平成24年3月6日

奈良市教育委員会  
 委員長 小谷勝彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
彫刻	木造四天王立像	4 軀	南明寺 奈良市阪原町1005	平安時代
工芸品	鉦鼓	1 口	十輪寺 奈良市大野町80	鎌倉時代
古文書	黒草紙・新黒双紙 附 黒草紙(宝暦三年写本) 1冊	2 冊	薬師寺 奈良市西ノ京町457	黒草紙 南北朝～江戸時代 新黒双紙 江戸時代

(平成24年3月6日揭示済)

(平成24年3月6日揭示済)

奈良市教育委員会告示第5号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条の規定により、平成24年3月6日奈良市指定文化財春日大社境内のイチイガシ巨樹群について6株を指定し、同条例第8条第1項の規定により、同日奈良市指定文化財春日大社境内のイチイガシ巨樹群について5株を指定解除したので、次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。

平成24年3月6日

奈良市教育委員会  
 委員長 小谷勝彦

告示番号	数量	
	変更前	変更後
昭和56年奈良市教育委員会告示第1号		34株

(平成24年3月6日揭示済)

奈良市教育委員会告示第6号

次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。  
 平成24年3月6日

奈良市教育委員会  
 委員長 小谷勝彦

告示番号	所在(有)	
	変更前	変更後
平成元年奈良市教育委員会告示第3号	高畑町726 好田順治	高畑町726 好田美子

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

平成24年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成24年3月2日

奈良市選挙管理委員会  
 委員長 河村武

50分の1の数 6,019人  
 6分の1の数 50,153人  
 3分の1の数 100,306人

(平成24年3月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成24年3月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定

により告示します。

平成24年3月7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 吉村元志

- 1 日時  
平成24年3月14日(水) 午前9時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第32条第1号に該当する転用の届出について
  - (3) 農地の競売に係る買受適格証明について
  - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
  - (5) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
  - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
  - (7) 水田利用転換届出について
  - (8) 農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の要件確認について
  - (9) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
  - (10) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
  - (11) 知事許可について(2月許可分)

(平成24年3月7日揭示済)

## 議 会

### 奈良市議会告示第1号

平成24年2月29日、松田末作議員が奈良市議会情報公開審査会の委員を辞任し、同日、浅川 仁議員が同委員に就任した。

平成24年3月1日

奈良市議会議長  
上原 雋  
(平成24年3月1日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。